

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	国立病院及び地域中核病院における医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	国立病院及び地域中核病院における医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	551,000千円 H37.4.30まで	H29.3.3 ニューデ リー（イ ンド）で （同日）	日本側 平松賢司在ブータン大使（イインドにて兼轄） ブータン側 ケツツォフ・ナムギヤル駐日（在イインド）ブータン大使	H29.3.15 93号
ブータン	災害用緊急時移動通信網整備計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	災害用緊急時移動通信網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	979,000千円 H34.4.30まで	H29.12.19 ニューデ リー（イ ンド）で （同日）	日本側 平松賢司在ブータン大使（イインドにて兼轄） ブータン側 ケツツォフ・ナムギヤル駐日（在イインド）ブータン大使	H30.1.4 2号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。